

児童虐待進行管理モニター強化事業 企画提案コンペ選定要領

(目的)

第1条 児童虐待進行管理モニター強化事業の企画提案コンペにより委託する者を選定するため、三重県調査委託実施要綱第7条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(選定業務)

第2条 児童虐待進行管理モニター強化事業企画提案コンペ選定委員会（以下「委員会」という。）は、以下の項目により選定業務を行う。

- 2 提出された各企画提案書等について、次号に定める「適否評価基準」に基づき適否判定を行う。なお、三重県児童相談センター調査委託事業企画提案コンペ取扱指針第5条ただし書きに該当する場合は、適否評価を省くことができる。
- 3 前項の適否判定において「適」とされたものについて「児童虐待進行管理モニター強化事業企画提案コンペ選定表（以下「選定表」という。）」に基づき最優秀提案を決定する。

(適否評価)

第3条 適否評価は「適・否」2段階の絶対評価で行い、以下の各号により行う。

- 2 適否評価項目は次のとおりとする。
 - ・ 形式・装丁
提出を求めた資料が、全て指示のとおり揃っているものについて「適」とする。
 - ・ 仕様との合致
提案内容が仕様に合致するものについて「適」とする。
 - ・ 手段の適切性
委託目的を果たすための手段が、業務内容に対して適切であると判断されたものについて「適」とする。
 - ・ 所要経費
予算の範囲内であり、経費の内訳が業務内容に対して適切であると判断されるものについて「適」とする。
- 3 選定委員会の各委員は、上記の適否評価項目により、提出された企画提案書等の適否評価を行う。
- 4 出席委員の判定する各項目の「適」「否」の総数を分母とし、「否」の割合が4分の1を超えるもの又は同一項目について出席の過半数以上の委員が「否」の判定をした企画提案については、不適格なものとし次条に定める選定対象から除外する。

(選定)

第4条 選定は、別紙「「児童虐待進行管理モニター強化事業」企画提案コンペ選定基準」の評価項目に基づき、優秀なものから「5・4・3・2・1」の5段階相対評価を行い、それぞれの項目ごとの評価点に評価ごとの掛け率（優秀なものから5/5、4/5、3/5、2/5、1/5とする。）を乗じて採点を行う。また、見積価格については、15点を満点として算定する。（様式1）

ただし、企画提案数が5件を下回る場合や上回る場合は次の配点方法をとる。

(例) 提出された企画提案が、

(1) 4件の場合、「4・3・2・1」で評価し、掛け率を4/4、3/4、2/4、1/4とする。

(2) 6件の場合、「5・4・3・2・1・1」で評価し、掛け率を5/5、4/5、3/5、2/5、1/5、1/5とする。

2 事務局は、各委員の評価結果を計算集計し、総合順位をつける。（様式2）

3 様式2の集計が同数値の場合は、見積価格以外の評価結果が上位の者を上位とする。

4 総合順位が1位の者を最優秀提案として決定する。

5 提出された企画提案書等が1件であった場合の評価方法及び決定方法は別に定める。

(プレゼンテーション)

第5条 プレゼンテーションの実施日程等については別途定める。